

法人税

主要な改正点

①中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限の2年延長

中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例（所得800万円以下 15%）が2年延長されます。

②中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制の一部見直しと2年延長

- ・中小企業経営強化税制

対象資産から、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは除外されます。

- ・中小企業投資促進税制

対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは除外されます。

③研究開発税制の見直しと3年延長

- ・一般型

控除率のカーブについて、試験研究費の増加率に応じたメリットをより高める一方、その下限を1%（現行2%）に引き下げられ、メリハリのある見直しが行われます。また控除額が上限に達した企業に対しても、控除上限を変動させる新たな仕組みも導入されます。

- ・オープンイノベーション型

研究開発型スタートアップ企業の定義を見直し、対象が大幅に拡大されます。

博号取得者や経験を積んだ外部人材を取り入れるインセンティブとなる、新たな類型が創設されます。

- ・試験研究費の範囲の見直し

試験研究費の範囲に「既存ビッグデータを活用する場合」が対象に含められ、「性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計・試作に要する費用」が対象から除外されます。

④特定事業用資産の買い替えの特例の見直しと3年間延長

- ・既成市街地等の中から外への買い替えが適用対象から除外されます。
- ・長期所有の土地建物等の買い替えについて、課税の繰延べ割合が以下のように見直されます。

東京都の特別区から地域再生法の集中地域外への買い替えについて 90%（現行80%）

地域再生法の集中地域外から東京都の特別区への買い替えについて 60%（現行70%）

令和6年以後に先送りされた事項

防衛力強化に係る安定的な財源確保のために以下の事項が検討されています。

法人税額に対する付加税の創設

法人税額に対して税率4～4.5%の新たな付加税が課されます。

しかし中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。

※所得金額2,400万円以上の法人に影響が出ます

計算式

$(\text{基準法人税額} - 500\text{万円}) \times 4 \sim 4.5\%$ （法人税率 $23.2 \times 4 \sim 4.5\% = \text{約}1\%$ ほどの増税になる見込みです）

（上記措の措置の施行時期は令和6年以降の適切な時期であるとされ、具体的な詳細は先送りになりました）